

工事品質評価型入札制度に関する質疑応答集

質	問	回	答
対象業者等			
1	市内支店、または営業所があるので品質評価点の対象業者となれますか。		対象は市内に本店を置いている業者のみですので、対象業者にはなれません。
2	品質評価点算定に係る「審査申請書」は市内業者のみが対象となりますか。		土木一式工事または建築一式工事で登録のある市内業者のみが品質評価点の加点対象業者となります。
品質評価点算定に係る審査申請書			
3	品質評価点算定に係る「審査申請書」を一度提出すれば、次年度以降も加点対象になりますか。		加点評価期間は、1年限りになりますので、加点希望者は毎年申請が必要となります。
4	加点を希望しない場合は、申請が必要ですか。		すべての項目において加点を希望しない場合は申請の必要はありません。 ただし、一部の項目でも加点を希望する場合は、希望該当項目のみに○印を記入した申請書を提出してください。「審査申告書」の提出がない場合は加点しません。
5	加点対象期間は、各項目によって異なりますか。		全ての項目において、加点対象期間は申請年度の1年限りになります。
6	合併工事で受注した工事成績評定点の件数の取扱いはどうなりますか。		工事検査が一括評定されている場合はまとめて1件として、個別評定されている場合は工事毎に1件として取扱います。
若年技術者の積極的雇用			
7	若年者（満29歳以下）について、資格、経歴（中卒・高卒・大卒）、卒業学科等は問いませんか。		資格・経歴等は問いません。
8	採用日では満29歳でしたが、申告書提出時に満30歳になった者も対象者となりますか。		採用日現在で満29歳以下の者を対象者としますので、「審査申請書」の提出時の年齢は問いません。 ただし、満年齢については、生年月日を経過して年齢が上がるのでご注意ください。 (例) [採用年月日]平成28年4月1日 [生年月日]昭和61年4月1日 [採用日現在の年齢]満30歳 ※採用年月日の平成28年4月1日時点では満30歳となり、対象者となりません。

9	若年者を平成 28 年 4 月 1 日に採用しましたが、年度途中で退職しました。加点対象となりますか。	雇用期限の定めなく常用雇用をした場合は平成 29 年度の品質評価点の加点対象になります。
10	雇用期間の定めのない者とはどういう者ですか。	正社員（直接雇用関係のある雇用期間の定めのない労働者）です。非正規雇用者（アルバイト・パート、派遣社員、契約社員等）、出向者は対象者にはなりません。
11	平成 28 年 4 月 1 日より前にアルバイトとして雇用していた満 29 歳以下の若年技術者を、平成 28 年 4 月 1 日に正社員として雇い入れた場合、加点対象者となりますか。ただし、アルバイトの頃から雇用保険に加入しており、資格取得年月日が平成 26 年 4 月 1 日より前となっています。	平成 28 年 4 月 1 日が正社員としての採用日となりますので、平成 29 年度の品質評価点の加点対象となります。この場合、雇用保険の資格取得年月日では正社員としての採用日を確認できないため、労働条件通知書等で正社員としての採用日が確認できる必要があります。 また、疑義が生じた場合、正社員としての採用日等を確認するため別途証拠書類等の提出を求める場合があります。
12	当社は、正社員として新規採用後 3 ヶ月間は試用期間としていますが、正社員としての採用年月日は試用期間が満了した日となるのでしょうか。それとも実際の採用年月日となるのでしょうか。	雇用期間の定めない雇用契約であって試用期間を設けている場合、試用期間が満了した日ではなく、実際の採用年月日を正社員としての採用日とします。ただし、社会保険、雇用保険について実際の採用年月日をもって資格取得していることが必要です。
13	経営事項審査の技術者名簿に掲載する者は、出向者でも認められていますが、同様に 出向者として新規採用した場合、対象者となりますか。	出向者は、直接雇用関係のある雇用期間の定めのない労働者ではないため、対象者にはなりません。
14	現場での作業経験がない場合でも、加点対象者となりますか。	現場経験がなくても、土木一式工事または建築一式工事の建設技術職（技術者、技能労働者）の正社員として採用した場合は対象者となります。
15	建設技術職（技術者、技能労働者）であることについて何をもって確認するのですか。	労働基準法に定められる「労働者名簿（第 107 条）」又は「労働条件通知書（第 15 条）」の従事する業務の種類に記載されている内容により土木一式工事または建築一式工事の建設技術職であることを確認します。 (認められる例) 「工事施工管理（補助・見習い）」、「現場管理（補助・見習い）」、「現場監督（補助・見習い）」、「現場技術者（補助・見習い）」、「建築技術員（補助・見習い）」、「土木技術職」、「土木現場作業」、「内装仕上工（補助・見習い）」等

16	技術者、技能労働者の違いは何ですか。	技術者とは、一定の資格を有し、工事現場における監督者や責任者となりえる者とし、技能労働者とは、専門的な技能を有し、工事現場における建設工事の施工に直接従事する者としています。
17	労働基準法による労働条件通知書及び労働者名簿について、労働局が提示している様式ではなく、会社独自の様式で作成しているものを提出してもよいですか。	労働条件通知書及び労働者名簿については、労働基準法に定められる必要事項が明記されておれば、会社独自に作成されたものでも構いません。
18	建設連合国民健康保険組合（建設国保）に加入しているため「健康保険被保険者証の写し」に事業所名が記載されていません。このような健康保険被保険者証の写しの提出でもよいですか。	事業所名が確認できないため、「厚生年金保険の被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し」を提出してください。
19	正社員として新規採用した者は、代表者の同居家族であるため雇用保険に加入できず、添付すべき「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」がありません。どうすればよいですか。	代表者の同居家族等により雇用保険対象外となる者は「審査申告書」の新規採用者氏名を記載したあと、その者が雇用保険対象外であることがわかるように「加入対象外」と記載してください。
ISO 認定取得に関する加点について		
20	ISO 認定取得に関する加点について、業者登録(競争入札等資格審査申請の基本情報)をした際に既に申し出ていますが、改めて審査申請書を提出する必要はありますか。	毎年3月31日時点で取得していることを確認する必要がありますので、「審査申請書」の該当部分に○印を記入した上で毎年提出（提出期間：4月15日から5月15日）してください。
障害者の積極的雇用に関する加点について		
21	どのような障害者を雇用していると加点対象となりますか。	障害者の雇用の促進等に関する法律第2条の規定に掲げるもののうち、次の①～⑤のいずれかを労働者として雇用している場合に加点します。 ①身体障害者 ②重度身体障害者 ③知的障害者 ④重度知的障害者 ⑤精神障害者 ※ただし、①及び③については、1週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である常時雇用する労働者を除く。

災害協力協定締結について	
22	<p>明石市と災害時における応援等に関する協定を締結している団体に加入していますが、自社単独で協定書は持っていません。どのような書面を添付すれば良いですか。</p> <p>貴社が認定取得をしている団体に加入していることがわかる書類（会員名簿等）を添付してください。</p>
あかし子育て応援企業の認定取得について	
23	<p>あかし子育て応援企業の認定取得している団体に加入していますが、自社単独で協定書は持っていません。どのような書面を添付すれば良いですか。</p> <p>貴社が認定取得をしている団体に加入していることがわかる書類（会員名簿等）を添付してください。</p>
兵庫県との男女共同参画社会づくり協定締結について	
24	<p>兵庫県との男女共同参画社会づくり協定を締結している団体に加入していますが、自社単独で協定書は持っていません。どのような書面を添付すれば良いですか。</p> <p>貴社が認定取得をしている団体に加入していることがわかる書類（会員名簿等）を添付してください。</p>
神戸保護観察所への協力雇用主としての登録及び刑務所出所者等の雇用について	
25	<p>協力雇用主とは何ですか。また、登録方法はどのようなよいですか。</p> <p>協力雇用主とは、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、本人の改善更生に協力する民間の事業主のことです。</p> <p>明石市の事業主が協力雇用主として登録する場合は、明石市を管轄している神戸保護観察所へ申請を行います。</p> <p>登録方法の詳細は、神戸保護観察所（TEL：078-351-4004）まで問い合わせください。</p>
26	<p>「前年度（加点対象となる雇用の事実のあった年度）以前3年度の間」とは、いつのことを示すのですか。</p> <p>例えば、平成31年度に加点の申請（申請期間は平成31年4月15日～平成31年5月15日）を行う場合、「平成28年4月1日以降平成31年3月31日までの間」となります。</p>
27	<p>「同一人で3ヶ月以上の雇用」とは3ヶ月以上維持している必要がありますか。</p> <p>「同一人で3ヶ月以上の雇用」については、通算して3ヶ月以上の雇用があれば、加点対象となります。</p>
建設業労働災害防止協会実施の講習会等への事業主負担での従業員の参加実績について	

28	建設業労働災害防止協会（建災防）とは何ですか。	建設業の労働災害防止を図ることを目的として労働災害防止団体にに基づき設立された団体です。
29	建設業労働災害防止協会実施の講習会の日程と講習内容を教えてください。	建設業労働災害防止協会（兵庫県支部）のホームページ>「講習会のご案内」で確認してください。 (http://www.kensaibou-hyogo.jp/school/index.html)
30	講習会に事業主負担で従業員を参加させたことを証する書類は何が必要ですか。	受講修了証の写しと、事業主宛の領収書または別紙③「建設業労働災害防止協会実施の講習会に関する申立書兼誓約書」を提出してください。
31	加点対象となる従業員の参加実績は明石市電子入札システムに登録のある技術者だけですか。	正社員として雇用している従業員の参加実績があれば、加点対象となります。
32	講習会に参加した従業員が既に退職していますが、加点対象となりますか。	前年度4月1日～3月31日の間に正社員として雇用していた従業員が講習会へ参加した実績があれば、加点対象となります。
安全衛生優良企業の認定取得について		
33	安全衛生優良企業とは何ですか。	安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。 この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。
34	申請方法を教えてください。	厚生労働省の「職場の安全サイト」>「安全衛生優良企業公表制度」を参照してください。自己診断サイトで自社の安全衛生の取組レベルを自己診断できます。 (http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html)

平成30年7月1日現在